

手引き（個別編：業務）

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き
（個別編）

【令和4・5・6年度定期申請用】

島根県美郷町

【問合せ先】

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地
総務課管理係
TEL：0855-75-1211 FAX：0855-75-1218

【システムに関するヘルプデスク】島根県土木総務課 建設産業対策室
TEL：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

目次

はじめに	1
1. 申請の方法	1
2. 申請の期間	1
3. 申請資格について	1
4. 美郷町に申請（入札参加資格を希望）できる業務の種類について	2
5. 審査結果について	4
6. 資格の有効期間	4
7. 添付書類の提出について	4
8. 添付書類の作成方法等	5
9. 問い合わせ先	5

はじめに

この手引きは、島根県と県内14市町が共同開発、共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和4～6年度の測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等への入札参加資格申請において、美郷町への申請に必要な資格、業務の種別、個別審査に必要な個別添付書類について記述する。この手引きのほか、以下の書類を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

【この手引きの他に確認する資料】

- 測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）
（以下、「手引き（共通編：業務）」という。）
- 測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）
（以下、「手引き（操作マニュアル編：業務）」という。）
- 測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（技術者情報・個別情報編）
（以下、「手引き（技術者情報・個別情報編：業務）」という。）

1. 申請の方法

「島根県電子調達共同利用システム」を共同開発・共同運営している島根県と県内14市町への申請方法は「資格申請システム」を利用したインターネットからの電子申請となります。

申請の方法は手引き（共通編：業務）、手引き（操作マニュアル編：業務）、手引き（技術者情報・個別情報編）を確認のうえ、申請してください。

2. 申請の期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月16日（日）まで

【注意】定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時のみとなります。したがって、土日・祝日・12月29日から1月3日までの間はシステムが稼働しませんのでご注意ください。

※システムの操作方法は手引き（操作マニュアル編：業務）を、添付書類の送付に関する注意事項等に関しては手引き（共通編：業務）を必ず確認してください。

3. 申請資格について

以下の者は、美郷町の競争入札への参加資格を申請することが出来ません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（下記参照）に該当する者
- ② 暴力団員が実質的に経営を支配する業者、又はこれに準ずるものとして、警察当局から美郷町発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

又、次の各号に掲げる要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することが出来ません。

- ①測量業務を申請する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
- ②建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般業務を申請する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
- ③美郷町における町税（個人の住民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の未納の徴収金がない者。
- ④消費税及び地方消費税の未納の税額がない者。

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

なお、申請資格に関する重要な事実について虚偽申請を行った者（過去に虚偽申請を行ったことが確認できた者）については、認定後であっても入札参加資格を取り消します。また、美郷町から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

4. 美郷町に申請（入札参加資格を希望）できる業務の種類について

入札参加資格の認定は、下表の希望する業務ごとに行います。

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には手引き（操作マニュアル編：業務）及び手引き（技術者情報・個別情報編：業務）を確認のうえ慎重に行ってください。

また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する業務の登録の有無、申請日直前3年の各営業年度のいずれかに国・地方公共団体等から直接受注した実績の有無、及び、実績高の入力が可能ですので、該当する項目について入力してください。

土木関係建設コンサルタント業務の「その他業務」を希望する場合は、「その他」欄に

その内容を6項目以内で入力してください。

なお、「その他業務」は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務のいずれにも該当しない、計量証明業務、電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、水質大気等の分析・解析、遺跡調査等が対象となります。

【希望することができる業務の種類一覧表】

希望する業務の種類		希望する業務の種類		
測 量	測量一般	土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	河川、砂防及び海岸・海洋	
	地図の調整		港湾及び空港	
	航空測量		電力土木	
建 築 コ ン サ ル タ ン ト	建築一般		道路	
	専 門		意匠	鉄道
			構造	上水道及び工業用水道
			冷暖房	下水道
			衛生	農業土木
			電気	森林土木
			建築積算	水産土木
	機械設備積算		廃棄物	
	電気設備積算		造園	
調査	都市計画及び地方計画			
地質調査			地質	
補 償 コ ン サ ル	土地調査		土質及び基礎	
	土地評価		鋼構造及びコンクリート	
	物件		トンネル	
	機械工作物		施工計画、施工設備及び積算	
	営業補償・特殊補償		建設環境	
	事業損失		機械	
	補償関連	電気電子		
総合補償	その他			

そ の 他	1		4	
	2		5	
	3		6	

5. 審査結果について

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）
また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

6. 資格の有効期間

令和4年4月1日（予定）から令和7年3月31日までです。

7. 添付書類の提出について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類があり、システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ提出してください。なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が美郷町の場合は両書類を1つのファイルに綴じてお送りください。また、書類は共通添付書類が上になるようにファイルに綴じ、書類送付票に「共通」、「個別」のインデックスを貼って提出をお願いします。

また、システムの添付ファイルアップロード画面からデータで提出して頂く書類があります。共通添付書類、及び、添付ファイルアップロード画面から提出する書類については、手引き（共通編：業務）を熟読のうえ提出してください。

美郷町の個別審査に必要な個別添付書類については、下表のとおりとなりますので提出漏れの無いよう確認のうえ郵便又は信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

（下表の町内＝町内業者、町外＝町外業者の略）

番号	名 称	町内	町外	備 考
1	個別添付書類送付票（美郷町）	○	○	資格申請システムから出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写）	○	○	資格申請システムから出力されるもの
3	委任状（任意様式）	△	△	入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に <u>委任する場合のみ</u>
4	町税納税証明書（原本）	○	△	全税目滞納（又は納付義務）のないもの。 なお、町内に営業所等が無く、町税の納税義務がない場合には不要。
5	業態調書【様式第4号】	○	○	資本関係、親子会社関係調書 ※関係する者が無い者においても、無い旨を記入し、提出必要
—	A4フラットファイル （A4縦・色指定無）	○	○	上記の添付書類を1冊にまとめる。

【上表提出書類の注意事項】

- ・○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。
- ・添付書類の提出部数は **1部** です。必ず郵便又は信書便（消印（発送日）が示してあるもの）で提出してください。消印（発送日）が無いもので提出した場合は、無効となる場合もありますので、詳しくは手引き（共通編：業務）【郵便又は信書便以外の提出方法による書類の取り扱いについて】を必ず確認してください。
- ・審査の都合上、提出書類は 上記番号順に綴じて、個別添付書類として共通添付書類とは別の

封筒で送付してください。

8. 添付書類の作成方法等

●町税納税証明について

町税について全税目滞納がないことが証明された証明書（原本）で、入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。なお、**美郷町内に営業所が無く、町税の納税義務が無い場合は不要です。**

- ①証明の発行を申請する際は、町HP掲載の様式（参考）をご利用ください。また、申請窓口にて「入札参加資格申請の必要書類である。」ということをお伝えください。
- ②法人分の証明申請に代表者本人が窓口に来られる場合にも、申請書に社印、法人の代表者印の押印が必要です。
- ③証明申請を本人（本人又は同一世帯員）以外が行う場合は、証明申請の委任状が必要です。委任状に必要事項をご記入のうえお持ちください。
- ④申請窓口では、本人確認をさせていただきます。窓口に来られたご本人の本人確認の出来る書類（運転免許証など）を持参してください。
- ⑤入金確認に日数を要するため、証明申請の日以前の2週間以内に納付された町税については、領収書（口座振替の場合は納付が記帳された通帳）をご持参ください。
- ⑥郵送での発行申請も可能です。
上記①～⑤により書類等を用意し、次のものを同封のうえ、郵送で申請してください。
同封：連絡先が分かる書類（担当者名、電話、FAX等）、返送用封筒（切手貼付）、手数料分の小為替（1件につき200円）

【問い合わせ先・証明申請の提出先】

美郷町役場 住民課税務係 〒699-4692 島根県邑智郡美郷町
粕淵168 電話 0855-75-1213 FAX 0855-75-1505

【参考HP】

美郷町 「町税の証明と手数料について」
< <https://gov.town.shimane-misato.lg.jp/kurasi/zeikin/896>>

●業態調書【様式第4号】

資本関係・親会社－子会社の関係に係る調書です。当該関係のない場合も「該当無し」と記載し、記名押印のうえ提出してください。様式第3号に添付している説明資料を参照してください。

9. 問い合わせ先

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕淵168
総務課管理係
TEL：0855-75-1211 FAX：0855-75-1218